

4 河川保全区域等における行為制限

令和8年4月1日現在

根拠法令	河川法（第55条、第57条）		担当課 担当係	河川整備課 総務管理係 0742-27-7503																											
制度の概要	河川区域に隣接する一定の区域で河川保全区域として指定された区域内及び河川工事をするために必要と認められた河川予定地内においては、土地を掘削することや工作物を新築すること等の行為をしようとする場合は、河川管理者の許可を受けなければならない。																														
目的	河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されるよう河川保全区域内における一定の行為を規制することによって、公共用物である河川を保全し、適正に管理することを目的とする。 また、河川予定地においても一定の行為を制限することによって、河川の整備を円滑に実施することを目的とする。																														
対象地域	一級河川及び準用河川の河川保全区域並びに河川予定地の区域																														
規制内容	1 河川保全区域とは 河川管理者が河岸又は河川管理施設を保全するために必要があると認めて、指定した河川区域に隣接する一定の区域 ◆県内の河川保全区域 <table><thead><tr><th colspan="2">河川名</th><th>区 域</th><th>範 囲</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="6">大和川水系</td><td>大和川</td><td>桜井市大字黒崎～大阪府界</td><td>左右岸20mの堤内地</td></tr><tr><td>寺川</td><td>桜井市大字戒重(左岸)・大字谷(右岸)鉄道橋～大和川合流点</td><td>左右岸 有堤部13m 無堤部18m の堤内地</td></tr><tr><td>富雄川</td><td>奈良市中町(下鳥見橋)～大和川合流点</td><td>同 上</td></tr><tr><td>葛城川</td><td>御所市御所(左岸)・大字蛇穴(右岸)国道橋～曾我川合流点</td><td>同 上</td></tr><tr><td>曾我川</td><td>御所市大字戸毛市道台橋～大和川合流点</td><td>同 上</td></tr><tr><td>飛鳥川</td><td>明日香村大字豊浦(左岸)・大字飛鳥(右岸)県道甘檜橋～大和川合流点</td><td>同 上</td></tr><tr><td>紀の川水系</td><td>紀の川</td><td>吉野町大字飯貝(左岸)・大字立野(右岸)～和歌山県界</td><td>左右岸18mの堤内地</td></tr></tbody></table> 2 河川予定地とは 河川管理者が、河川工事を施行するため必要があると認めた場合に、河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地として指定された土地 3 河川保全区域及び河川予定地において許可を要する行為 (1) 土地の掘削、盛土、切り土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築				河川名		区 域	範 囲	大和川水系	大和川	桜井市大字黒崎～大阪府界	左右岸20mの堤内地	寺川	桜井市大字戒重(左岸)・大字谷(右岸)鉄道橋～大和川合流点	左右岸 有堤部13m 無堤部18m の堤内地	富雄川	奈良市中町(下鳥見橋)～大和川合流点	同 上	葛城川	御所市御所(左岸)・大字蛇穴(右岸)国道橋～曾我川合流点	同 上	曾我川	御所市大字戸毛市道台橋～大和川合流点	同 上	飛鳥川	明日香村大字豊浦(左岸)・大字飛鳥(右岸)県道甘檜橋～大和川合流点	同 上	紀の川水系	紀の川	吉野町大字飯貝(左岸)・大字立野(右岸)～和歌山県界	左右岸18mの堤内地
河川名		区 域	範 囲																												
大和川水系	大和川	桜井市大字黒崎～大阪府界	左右岸20mの堤内地																												
	寺川	桜井市大字戒重(左岸)・大字谷(右岸)鉄道橋～大和川合流点	左右岸 有堤部13m 無堤部18m の堤内地																												
	富雄川	奈良市中町(下鳥見橋)～大和川合流点	同 上																												
	葛城川	御所市御所(左岸)・大字蛇穴(右岸)国道橋～曾我川合流点	同 上																												
	曾我川	御所市大字戸毛市道台橋～大和川合流点	同 上																												
	飛鳥川	明日香村大字豊浦(左岸)・大字飛鳥(右岸)県道甘檜橋～大和川合流点	同 上																												
紀の川水系	紀の川	吉野町大字飯貝(左岸)・大字立野(右岸)～和歌山県界	左右岸18mの堤内地																												

許可等の基準	「河川管理施設等構造令」及び「工作物設置許可基準」による。																									
手続のフロー図	河川法の規定による河川保全区域等における行為の許可申請 1 一級河川（県管理区間）の場合 （１）砂利採取法を伴わない５５条の場合 <table><tr><th>申請者</th><th>管轄土木事務所</th></tr><tr><td> 許可申請書 </td><td> 受理 審査 </td></tr><tr><td>提出</td><td>↓</td></tr><tr><td></td><td> 許可 </td></tr><tr><td>許可通知</td><td></td></tr></table> （２）砂利採取法を伴う５５条及び５７条の場合 <table><tr><th>申請者</th><th>管轄土木事務所</th><th>河川整備課</th></tr><tr><td> 許可申請書 </td><td> 受理 </td><td> 受理 審査 </td></tr><tr><td>提出</td><td>進達</td><td>↓</td></tr><tr><td></td><td></td><td> 許可 </td></tr><tr><td>許可通知</td><td>許可通知</td><td></td></tr></table> 2 一級河川（国土交通省管理区間）の場合 （１）淀川水系・・・木津川上流河川事務所 （２）大和川水系・・・大和川河川事務所 （３）紀の川水系・・・和歌山河川国道事務所又は紀の川ダム統合管理事務所 （４）新宮川水系・・・紀の川ダム統合管理事務所又は紀南河川国道事務所 に問い合わせること。 3 準用河川の場合 市町村の担当課に問い合わせること。	申請者	管轄土木事務所	許可申請書	受理 審査	提出	↓		許可	許可通知		申請者	管轄土木事務所	河川整備課	許可申請書	受理	受理 審査	提出	進達	↓			許可	許可通知	許可通知	
申請者	管轄土木事務所																									
許可申請書	受理 審査																									
提出	↓																									
	許可																									
許可通知																										
申請者	管轄土木事務所	河川整備課																								
許可申請書	受理	受理 審査																								
提出	進達	↓																								
		許可																								
許可通知	許可通知																									